羽保高第　４４８５　号

平成２７年　３月２４日

指定居宅介護支援事業者

管理者　　様

羽曳野市保健福祉部保険健康室高年介護課長

**運営基準超ショートの利用に係る届出書の取扱いについて（通知）**

　平素は、本市の保健福祉、介護保険事業に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

　さて標記のことにつきまして、平成１４年度より要介護認定の有効期間を超えて短期入所サービスを利用する場合は、当市に「運営基準超ショートの利用に係る届出書」の提出を依頼してきたところですが、この間の届出状況等及び事務負担の軽減を鑑み平成２７年４月１日以降については届出書の提出は不要との取扱いとします。

なお、届出は不要となりますが、利用者の心身の状況及び本人、家族等の意向に照らし、必要性を明確にした上で居宅サービス計画に位置づけるようご留意ください。

＜担当・お問い合わせ先＞

羽曳野市保健福祉部保険健康室高年介護課

事業者支援担当

℡　０７２－９５８－１１１１内線１３９０

Fax　０７２－９５０－２５３６

E-mail kounenkaigo@city.habikino.osaka.